

關係法令等

関係法令等 目次

【保全・点検に係る法令等（官公法・建築基準法）】

1. 官公庁施設の建設等に関する法律 …………… 1
2. 建築基準法 …………… 1
3. 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定により
その敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を
定める政令 …………… 3
4. 建築基準法施行令 …………… 3
5. 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則 …………… 4
6. 建築基準法施行規則 …………… 5

【点検に係る告示等】

7. 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の
項目、方法及び結果の判定基準を定める件（官公法 告示） …… 7
8. 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における
点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件
（官公法 告示） …………… 9
9. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における
点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を
定める件（建基法 告示） …………… 14
10. 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告に
おける検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び
結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（建基法 告示） …… 16
11. 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における
点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに
検査結果表を定める件（建基法 告示） …………… 19
12. 国家機関の建築物の定期の点検の実施について …………… 21

【保全に係る告示・要領等】

13. 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準 …………… 22
14. 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に
関する基準 …………… 26
15. 保全基準実施要領について …………… 29
16. 保全基準実施要領（運用）について …………… 32
17. 「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付
について …………… 34
18. 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて …………… 36
19. 法令等により定められた点検等の整理表 …………… 41

【その他】

- 国土交通省地方整備局・営繕事務所等の管轄 …………… 51
- 地球温暖化対策に関する政府の主な動き …………… 52

※官庁施設の保全に関する法令・基準類の全文は、下記参照ください。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

1. 官公庁施設の建設等に関する法律（抄）

（昭和26年6月1日 法律第181号）

（国家機関の建築物等の保全）

第十一条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を、適正に保全しなければならない。

（国家機関の建築物の点検）

第十二条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項本文に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2 各省各庁の長は、その所管に属する建築物で前項の政令で定めるものの昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第十二条第三項に規定する建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

（国家機関の建築物に関する勧告等）

第十三条 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに保全について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

2 国土交通大臣は、関係国家機関に対して、国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらの保全に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

2. 建築基準法（抄）

（昭和25年5月24日 法律第201号）

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認めるときにおいては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

第十二条の三 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

- 2 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。
 - 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

3. 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（抄）

（平成17年5月27日 政令第193号）

官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項に規定する建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 階数が二以上である建築物
- 二 延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

4. 建築基準法 施行令（抄）

（昭和25年11月16日 政令第338号）

第五節 定期報告を要する建築物等（定期報告を要する建築物等）

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの
- 三 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物
- 四 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 五 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

- 2 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。
- 3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
 - 一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - 二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

注1：「第十四条の二に規定する建築物」

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

注2：「法第六条第一項第一号に掲げる建築物」

法第六条第一項

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

5. 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（抄）

（平成12年11月2日 建設省令第38号）

（定期点検）

第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

第二条 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 建築基準法第十八条第十八項（同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

(権限の委任)

第三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの(国家機関の建築物のうち特に重要なものとして国土交通大臣が定めるものに係るものを除く。)は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第八条第一項の規定により勧告すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により勧告し、同条第二項の規定により必要な報告又は資料の提出を求めること。
- 三 法第十三条第三項の規定により指導させること。

6. 建築基準法施行規則

(昭和 25 年 11 月 16 日 建設省令第 40 号)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 法第十八条第十八項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

(建築物等の種類等)

第六条の六 建築物調査員が法第十二条第一項 の調査及び同条第二項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の点検 (以下「調査等」という。) を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二条第三項 の検査及び同条第四項 (法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の点検 (以下「検査等」という。) を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の (い) 欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証 (以下この条において建築物調査員資格者証等」という。) の種類に応じ、それぞれ同表の (ろ) 欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号 及び法第十二条の三第三項第一号 (これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。) の国土交通省令で定める講習は、同表の (い) 欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表 (は) 欄に掲げる講習とする。

	(い)	(ろ)	(は)
	建築物調査員資格者証等の種類	建築物、建築設備等及び昇降機等の種類	講習
(一)	特定建築物調査員資格者証	特定建築物	(略)
(二)	建築設備検査員資格者証	建築設備 (昇降機を除く。以下この表において同じ。) 及び防火設備 (建築設備についての法第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検 (以下この表において「検査等」という。) と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。)	(略)
(三)	防火設備検査員資格者証	防火設備 ((二) 項の (ろ) 欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。)	(略)
(四)	昇降機等検査員資格者証	昇降機 (観光用エレベーター等を含む。) 及び遊戯施設	(略)

7. 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（抄）

（平成 20 年 11 月 17 日 国土交通省告示第 1350 号（最終改正：平成 29 年 3 月 31 日））

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表（抄）

※主な項目を抜粋

		（い）点検項目		（ろ）点検方法	（は）判定基準
一 敷地及び地盤	（一）	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
二 建築物の外部	（八）	外壁	躯体等	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。
	（十）		外装仕上材等	※簡略 テストハンマーによる全面打診等 （概ね10年ごと）	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。
	（十四）		窓サッシ等	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
三 屋上及び屋根	（一）	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
	（五）	屋上回り（屋上面を除く。）	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	（八）	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
四 建築物の内部	（十四）	天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。

【7. 官公法 点検告示：建築（1／2）】

		(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	(は) 判定基準	
四 建築物 の内部	(十六)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	
	(二十一)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設建設等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく点検(以下「定期設備点検」という。)等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。	
	(二十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるものの劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	
	(二十三)		囲い込み又は封じ込みによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	
五 避難施 設等	(一)	廊下	物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。	
	(十三)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(十四)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(十七)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

【7. 官公法 点検告示：建築（2／2）】

8. 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（抄）

（平成 20 年 11 月 17 日 国土交通省告示第 1351 号（最終改正：平成 30 年 10 月 9 日））

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和三十六年法律第八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和三十五年建設省令第四十号）第六条の六の表（二）項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の（ろ）欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表（三）項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表第一 換気設備（抄）

※主な項目を抜粋

		（い）点検項目		（ろ）点検事項	（は）点検方法	（に）判定基準
一 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第二十八条第二項に基づき換気設備が設けられた居室	（一）	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（五）		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
	（八）	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
二 換気設備を設けるべき調理室等	（二）	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。

【8. 官公法 点検告示：設備（建築設備 1／3）】

三 建築基準法第二十八條第二項又は第三項に基づき換気設備が設けられた居室等	(二)	防火ダンパー等	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(五)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。

別表第二 排煙設備（抄）

※主な項目を抜粋

		(い) 点検項目		(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 建築基準法施行令（略）第百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、同令第百二十六条の二第一項に規定する居室等	(五)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	目視又は聴診により確認する。	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(十四)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(二十二)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
三 建築基準法施行令第百二十六条の二第一項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
	(三)			煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
四 予備電源	(三)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(十一)		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切り替えができないこと。	
	(十二)		自家用発電装置の性能	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
	(十三)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	

【8. 官公法 点検告示：設備（建築設備 2／3）】

関係法令等

別表第三 非常用の照明装置（抄）

※主な項目を抜粋

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号の規定に適合しないこと。
	(二)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第三号の規定に適合しないこと。
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(二)	切替回路	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
六 自家用発電装置	(五)	自家用発電装置	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。
	(六)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。

別表第四 給水設備及び排水設備（抄）

※主な項目を抜粋

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
二 飲料水の配管設備	(二)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(三)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。
	(五)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	ガス湯沸器の取付の状況	目視又は触診により確認する	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼排ガスの上昇する位置に取り付けていること。
三 排水設備	(三)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(十)	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	損傷があること。

【 8. 官公法 点検告示：設備（建築設備 3 / 3）】

別表第五 防火設備（抄）

※主な項目を抜粋

		(い) 点検項目		(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 防火扉	(一)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
	(四)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
	(五)	防火扉	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	適正な時間内に感知しないこと。
	(六)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
	(十四)	連動機構	自動閉鎖装置	再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再開鎖しないこと。
	(十五)		総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
二 防火シャッター	(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。

【8. 官公法 点検告示：設備（防火設備 1/2）】

関係法令等

		(い) 点検項目		(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
二 防火シャッター	(十四)	防火シャッター	危害防止装置	作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
	(二十四)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
	(二十五)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
三 耐火クロススクリーン	(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
	(二十)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(略)	(一)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
	(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	塗装又は異物の付着等があること。

【8. 官公法 点検告示：設備（防火設備 2／2）】

9. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（抄）

（平成 20 年 3 月 20 日 国土交通省告示第 282 号（最終改正：平成 30 年 9 月 12 日））

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三（略）

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表（抄）

※主な項目を抜粋

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
一 敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	
二 建築物の外部	(九)	外壁	躯体等	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(十一)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法等によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	※簡略 テストハンマーによる全面打診等(概ね10年ごと)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。
	(十五)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
三 屋上及び屋根	(一)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	
	(五)	屋上回り(屋上面を除く。)	排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	

【9. 建築基準法 点検告示：建築（1／2）】

関係法令等

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
四 建築物 の内部	(十)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(二十五)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
	(三十一)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することにより足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
	(四十)	居室の採光及び換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内実施した法第十二条第三項に基づく検査(略)等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することにより足りる。	換気設備が作動しないこと。
	(四十三)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内劣化状況調査が行われていないこと。
	(四十五)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
五 避難施設等	(三)	廊下		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
	(二十五)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
	(三十九)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することにより足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

【 9. 建築基準法 点検告示：建築（2／2） 】

10. 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

（平成20年3月10日 国土交通省告示第285号（最終改正：平成30年10月29日））

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）、（十）及び（十六）から（二十一）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十七）及び（三十八）並びに二項（二十四）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（七）とする。

第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

- | | |
|--------------|------|
| 一 換気設備 | 別表第一 |
| 二 排煙設備 | 別表第二 |
| 三 非常用の照明装置 | 別表第三 |
| 四 給水設備及び排水設備 | 別表第四 |

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。（以下、略）

- | | |
|--------------|-------|
| 一 換気設備 | 別記第一号 |
| 二 排煙設備 | 別記第二号 |
| 三 非常用の照明装置 | 別記第三号 |
| 四 給水設備及び排水設備 | 別記第四号 |

【10. 建築基準法 点検告示：建築設備（1／3）】

関係法令等

【別表第一 換気設備（抄）】

※主な項目を抜粋

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 法第二 十第八 条第二 項第三 基に基づ き換気設 備が設 けられた 居室等	(二)	機械換 気設備	機械換 気設備 (略)の 外観	給気機の外気取 り入れ口及び排 気機の排気口の 取付けの状況	目視又は触診により確 認する。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。
	(九)		機械換 気設備 (中央方 式の空 調設備 を含む 性能)	各居室の換気量	給気口の同一断面内から 五箇所を偏りなく抽出し、 風速計を用いて風速を測 定(略)ただし、風速の測 定が困難な場合にあつて は、在室者がほぼ設定定員 状態において、還気の二酸 化炭素含有率又は還気と 外気の二酸化炭素含有率 の差を検知管法又はこれ と同等以上の測定方法に より確認する。	令第二十条の二第一号ロ 若しくはハの規定に適合 しないこと又は風速の測 定が困難な場合にあつて は、次のイ若しくはロの いずれかに該当すること。 (略)
	(十三)	中央管理 方式の空 気調和設 備	空気調和 設備の主 要機器及 び配管の 外観	空気調和設備及 び配管の劣化及 び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管 に変形、破損又は著し い腐食があること。
三 法第二 十八第 二項第 三基に 基づき 換気設 備が設 けられた 居室等	(三)	防火ダンパー等(外壁 の開口部で延焼のおそ れのある部分に設ける ものを除く。)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認す る。	ダンパーが円滑に作動 しないこと。
	(六)			防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度 ヒューズを使用してい ないこと。
	(九)			連動型防火ダン パーの煙感知 器、熱煙複合式 感知器及び熱感 知器との連動の 状況	発煙試験器、加熱試験 器等により作動の状況 を確認する。	感知器と連動して作動 しないこと。

【別表第二 排煙設備（抄）】

※主な項目を抜粋

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 令第百 二十三 条第三 項第二 号に規 定する 階段室 又は付 室、令 第九十 九条の 十三の 第三十 三項に 規定(略)、 令第百 二十六 条の二 第一項 に規定 する居 室等	(三)	排煙機	排煙機 の外観	煙排出口の設置 の状況	目視により確認する。	排出された煙により他へ の影響のおそれがあるこ と。
	(七)		排煙機 の性能	作動の状況	聴診又は触診により確 認する。	排煙機の運転時の電動 機又は送風機に異常な 音又は異常な振動があ ること。
	(二十)	排煙口	機械排 煙設備 の排煙 口の性 能	煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動 の状況を確認する。	排煙口が連動して開放 しないこと。
三 令第百 二十六 条の二 第一項 に規定 する居 室等	(一)	可動防煙壁		手動降下装置の 作動の状況	作動の状況を確認す る。	片手で容易に操作でき ないこと。
	(二)			手動降下装置に よる連動の状況	作動の状況を確認す る。	連動して作動しないこ と。

【10. 建築基準法 点検告示：建築設備（2／3）】

【別表第三 非常用の照明装置（抄）】

※主な項目を抜粋

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
二 電池内蔵形 の蓄電池、電 源別置形の 蓄電池及び 自家用発電 装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号の規定に適合しないこと。	
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。	
五 電源別置形 の蓄電池	(五)	蓄電池	蓄電池の性能	電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(八)		充電器	キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六 自家用発電 装置	(七)	自家用 発電装置	自家用発電装置等の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(十三)		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。	
	(十四)		自家用発電装置の性能	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
	(十五)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	

【別表第四 給水設備及び排水設備（抄）】

※主な項目を抜粋

		(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配 管設備及び 排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
二 飲料水の配 管設備	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二又は第五の規定に適合しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
三 排水設備	(五)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(二十二)	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。

【10. 建築基準法 点検告示：建築設備（3／3）】

1 1. 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

（平成 28 年 5 月 2 日 国土交通省告示第 723 号）

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 防火扉 別表第一
- 二 防火シャッター 別表第二
- 三 耐火クロススクリーン 別表第三
- 四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 防火扉 別記第一号
- 二 防火シャッター 別記第二号
- 三 耐火クロススクリーン 別記第三号
- 四 ドレンチャー等 別記第四号

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

【別表第一 防火扉（抄）】

※主な項目を抜粋

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 検査基準
(一)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
(十六)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（十七）の項の点検が行われているものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

【別表第二 防火シャッター（抄）】

※主な項目を抜粋

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 検査基準
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(十六)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（二十七）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

【別表第三 耐火クロススクリーン（抄）】

※主な項目を抜粋

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 検査基準
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
(二十一)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。

【別表第四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（抄）】

※主な項目を抜粋

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 検査基準
(一)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。

【11. 建築基準法 点検告示：防火設備（2/2）】

12. 国家機関の建築物の定期の点検の実施について

国営管第350号

国営保第24号

平成20年11月17日

各省各庁官房長等あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国家機関の建築物の定期の点検の実施について

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第38号）の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）及び改正省令に基づく告示（以下、「告示」という。）について、平成20年11月17日に公布・施行されることとなった。今回の改正により、各省各庁の長は、官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項及び第2項による建築物の点検について、改正省令及び告示に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をすることとなった。

については、各省各庁の建築物の点検について、下記により、遺漏なきよう実施されたい。

また、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検については、平成20年4月1日に関係省令及び関係告示において定められていることを申し添える。

なお、「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成17年6月1日国土交通省営管発第58号、国営保第10号）は廃止する。

記

1. 建築物の敷地及び構造

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙1）に基づく項目、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

2. 昇降機以外の建築設備

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙2）に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

3. 点検の記録

官公庁施設の建設等に関する法律及び建築基準法による点検を行ったときは、保全台帳に記録するものとする。

※別紙1は国土交通省告示第1350号、別紙2は国土交通省告示第1351号のため、略。

13. 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

(平成17年5月27日 国土交通省告示第551号)

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準を次のように定める。

第一 各省各庁の長は、建築物の営繕又は附帯施設の建設をした際の性能に応じ、通常の使用における劣化、摩耗等の状況を勘案して、その所管に属する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）を計画的かつ効率的に保全しなければならない。

また、各省各庁の長は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成六年建設省告示第二千三百七十九号）第四の規定により定められた建築物等の使用の条件及び方法に基づき、建築物等の適正な保全に努めなければならない。

第二 国家機関の建築物等は、別表第一（い）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

第三 国家機関の建築物等は、第二に定めるもののほか、別表第二（い）欄に掲げる当該建築物等の特性、用途及び機能が、同表（ろ）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

第四 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等を適正に保全するため、建築物の敷地及び建築物の各部等に、別表第一（ろ）欄及び別表第二（は）欄に掲げる支障があると認めるときは、必要に応じ調査をし、当該損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守その他の必要な措置を適切な時期にとらなければならない。

別表第一（第二関係）

(い)		(ろ)
建築物の敷地及び地盤面		著しいき裂、不陸、傾斜又は排水不良
構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第338号）第一条第三号に規定するものをいう。）	基礎	沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食
	木造	イ 土台の内部に及ぶ腐朽 ロ 柱、はり等に傾斜を生じさせる木部の腐朽又は緊結金物のさびその他の腐食
	組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）	イ れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部における著しいき裂又は移動を伴う緩み ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
	補強コンクリートブロック造	イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の著しい損傷又は変形 ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食

【13. 保全基準（1/4）】

関係法令等

(い)		(ろ)
	鉄骨造	イ 柱の脚部のコンクリートに生じている鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂 ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形 ハ 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食（軽微なものを除く。） ニ 鉄骨の部材の接合部における緩み ホ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ヘ イからホまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂 ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形 ハ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ニ イからハまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの（以下「建築非構造部材」という。）	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パラペット及び建具	仕上げ材料、附属物その他の落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩み
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突その他建築物の屋外に取り付けるもの	落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は構造耐力上主要な部分その他の部分との接合部における緩み
床及び階段	共通	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
	居室の床	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の建築材料を使用する床	建築材料のはく離又は浮き
	二重床	著しいがたつき
	階段その他に用いる滑り止め	滑り防止に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はぐらつき
	視覚障害者誘導用ブロック等	視覚障害者の誘導その他に支障を及ぼすおそれがある建築材料のはく離、浮き又は変退色
	床点検口	著しいがたつき又は開閉不良
防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む。）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがあるき裂その他の損傷
	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良又はき裂その他の損傷、変形若しくは腐食

【13. 保全基準（2／4）】

(い)		(ろ)
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分		イ 建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物の耐久性を損ない、又は当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食 ロ コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料のはく離又はこれらの接合部における緩み ハ ルーフドレン及びといの排水不良
静穏を必要とする室		壁、窓、出入り口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分の防音上支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
建具	共通	イ 開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良 ロ 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
	自動扉その他自動的に開閉するもの	センサー、制動装置その他の安全装置の作動不良
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設ける防護柵、手すりその他		安全かつ円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
屋内及び屋外の案内表示		容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することに支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色又は脱落
建築設備	共通	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能の著しい低下
	設備機器	イ 安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み ロ 大規模な地震が発生した後、当該設備機器の移動、転倒、落下又は破損による損害の拡大を防止するための建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分への固定の不備
	配線、配管及び風道その他のダクト	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
	昇降機	イ 安全装置の作動不良 ロ ガイドレール、巻上機等の損傷、変形又は腐食
	排煙設備	排煙機、排煙口及び非常電源の作動不良、排煙口からの通気不良又は排煙風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	換気設備	換気装置の作動不良、排気口及び給気口の通気不良又は排気筒、排気口、給気口及び風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	非常用の照明設備	照明の点灯不良又は予備電源の作動不良
	給水設備及び排水設備	配管の著しいき裂その他の損傷、変形又は腐食
煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物等		転倒又は落下のおそれがある傾斜、き裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩み又は水抜穴の排水不良
駐車場及び敷地内の通路		人及び車両の安全かつ円滑な通行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、タイル、石、アスファルト・コンクリートその他の材料のはく離

【13. 保全基準（3／4）】

関係法令等

別表第二（第三関係）

(い)	(ろ)	(は)
積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等	屋根、外壁、屋外の建築設備その他の屋外に面する部分	積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
災害応急対策を行うために必要な建築物等（災害対策の指揮、災害情報の伝達等の施設及び救護施設をいう。）	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備	建築物等の浸水を防御する機能上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等	危険物を貯蔵し、又は使用する室	大規模な地震が発生した場合に危険物の管理上支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
不特定かつ多数の者が利用する建築物等	出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路その他の不特定かつ多数の者が利用する部分	高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の材料のはく離
免震構造又は制振構造の建築物等	免震装置又は制振装置	免震又は制振の効果を損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩み

【13. 保全基準（4／4）】

1 4. 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（抄）

（平成6年12月15日 建設省告示第2379号（最終改正：平成25年3月29日））

第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定されているものとする。また、その構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法が定められているものとする。

一 地域性

- イ 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものであること。
- ロ 官庁施設の敷地内において緑化が図られていること等により、地域の良好な景観の形成に寄与したものであること。

二 機能性

- イ 官庁施設の利用者、執務者等の安全性及び利便性が確保されたものであること。
- ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであること。
- ハ 適切な温湿度の維持、明るさの確保等により快適な室内環境が確保されたものであること。
- ニ 高度な情報処理を行うための機器等を設置することができるものであり、かつ、適切な情報の管理及び当該機器等の安全性の確保が可能なものであること。
- ホ 地震、津波、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができるものであること。

三 経済性

- イ 構造体（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）は、長期間の使用に耐えるものであること。
- ロ 構造体以外の部分は、修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものであること。
- ハ 補修及び更新しやすい建築材料、機器等の使用及び点検、保守等に必要な空間の確保等により、修繕及び保全を容易に行うことができるものであること。
- ニ 行政需要の変化に対応して、空間の有効利用及び機能の向上を図ることができるよう、間仕切の変更、機器の増設又は移設等を伴う修繕又は模様替を容易に行うことができるものであること。
- ホ 建築材料、機器等は、品質、性能、耐久性等が総合的に勘案され、長期的にみて官庁施設の建設、修繕、保全等に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮されたものであること。

四 環境保全

- イ 官庁施設には、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられていること。
- ロ 建築材料、機器等は、環境の保全に配慮したものとし、建築材料については、できる限り再生された、又は再生できるものであること。

【1 4. 位置・規模・構造の基準（1 / 3）】

2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定める事項のほか、次に定める事項を勘案して決定されているものとする。

一 基本事項

構造体、建築非構造部材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、それぞれ次号から第4号までに規定する極めて稀に発生する地震動（以下「大地震動」という。）に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

二 構造体の耐震性能

イ 構造体の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとすること。

(1) 別表（一）から（三）、（五）及び（十）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(2) 別表（四）、（六）から（九）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.25を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(3) 別表（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

ロ 建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、大地震動時における上部構造（基礎より上に位置する建築物の部分を用いる。以下同じ。）の変形が制限されたものであること。

ハ 上部構造の柱、はり、壁等は、水平力に耐えるように、つり合いよく配置されたものであること。また、基礎の構造は、その損傷により、上部構造に有害な影響を与えないものであること。

ニ 工作物の構造体は、機能に応じた耐震性能が確保されたものであること。

三 建築非構造部材の耐震性能

イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種別に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（七）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室（(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。）以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。

(2) 別表（八）、（九）及び（十二）に掲げる官庁施設及び特定室等以外の室等内に面する部分については、大地震動後、建築非構造部材の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

ロ 建築非構造部材は、建築設備の機能の維持を阻害しないように配慮されたものであること。

四 建築設備の耐震性能

イ 建築設備の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種別に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（六）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができるものであること。また、必要な建築設備の機能についての信頼性の向上が図られたものであること。

(2) 別表（七）から（九）及び（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

※別表 略

15. 保全基準実施要領について

平成 17 年 6 月 1 日 国営管第 59 号 国営保第 11 号
最終改正 平成 22 年 3 月 31 日 国営管第 482 号 国営保第 30 号

国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領

第 1 趣旨

この要領は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号。以下「保全の基準」という。）の計画的かつ効率的な実施のために、必要な事項を定めたものである。

第 2 適用範囲

すべての国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）について適用する。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第 8 5 条に規定する仮設建築物を除く。

第 3 保全の体制及び計画

1. 保全の体制

- ① 各省各庁の長は、その所属の職員のうちから「施設保全責任者」を定めるものとする。
各省各庁の長は、必要に応じ、施設保全責任者の指名を、部局等の長に行わせることができる。
- ② 施設保全責任者には、原則として、内部部局の課長、附属機関及び地方支分部局の部長若しくは事務所等の長又は人事院規則第10-4で定める安全管理者をあてるものとする。
- ③ 施設保全責任者は、必要に応じ、所属の職員のうちから「保全担当者」を定めるものとする。

2. 保全計画の作成及び保全業務の実施

- ① 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等の中長期保全計画及び年度保全計画(以下「保全計画」という。)を作成する。
- ② 各省各庁の長は、必要に応じ、保全計画の作成を部局等の長に行わせることができる。
- ③ 施設保全責任者は、保全計画に従い、建築物等の保全に関する業務を適正に実施する。
- ④ 保全担当者は、施設保全責任者を補佐するものとする。
- ⑤ 保全計画の様式は、別に定めるものを参考とする。

3. 保全業務内容の記録

- ① 施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。
- ② 保全台帳の様式は、別に定めるものを参考とする。

【15. 保全基準の実施要領（1／3）】

第4 建築物等の使用の条件の遵守等

各省各庁の長は、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法に基づき、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

第5 特殊施設等における支障がない状態の付加

各省各庁の長は、所管に属する建築物等のうち、特殊な機能を有し、又は特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものにあつては、保全の基準の規定に加えて、当該各部等毎に「支障がない状態」を定めることができる。

第6 支障がない状態の確認

各省各庁の長は、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認するものとする。

支障がない状態の確認の項目、方法、結果の判定基準は別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを確認することとし、その周期は別表（に）欄に掲げる周期を目安とする。

ただし、委託業務等により確認を行う場合は、その結果の記録を確認するものとする。また前回の確認以降に同等の方法で実施した他の法令で定められている点検の記録がある場合は、当該記録をもって確認に換えることができる。

第7 大きな外力が作用した場合における確認

建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、第6のとおり、支障がない状態を確認し、必要に応じ補強その他の措置をとる。

大きな外力が作用した場合における確認は、別表（ほ）欄に掲げる優先順位により行う。なお、各省各庁において個別に設定された優先順位の定めがある場合は、各省各庁の定めによるものとする。

ただし、業務継続計画（BCP）に基づく施設機能チェック又は応急危険度判定等被災建築物の使用に当たっての診断を実施した建築物等は、その実施の際に、別表（い）欄に掲げる項目の確認と同様の確認を行った場合は、当該項目を省略することができるものとする。

第8 適正な措置

各省各庁の長は、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた必要な措置

第9 確認のための留意事項

1. 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、当該部分の専門的知識を有する者に対応を依頼する。

- ① 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
- ② 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- ③ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
- ④ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
- ⑤ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
- ⑥ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
- ⑦ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
- ⑧ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- ⑨ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

2. 大きな外力が作用した場合に確認する際、当該建築物等の状況が一見して危険と感じられる次の項目のいずれかに該当した場合は、確認作業を中止し、建築物等から退去する。

- ① 建物が傾いている
- ② 壁及び柱に大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥離も著しく、鉄筋がかなり露出し、又は壁の向こう側が透けて見える
- ③ 隣接建築物や鉄塔等が当該建築物等の方向に傾いている
- ④ 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している
- ⑤ 煙が出ている又は火災が発生している
- ⑥ ガスのにおいがする

3. 大きな外力が作用した場合に確認する際、次の行為をしてはならない。

- ① 水たまりに触れること
- ② 分電盤等、電気の盤に触れること
- ③ 火気や電気機器等を使用すること

※別表は略。

16. 保全基準実施要領（運用）について

国 営 保 第 13 号
平成21年7月28日
最終改定平成22年3月31日

各省各庁保全担当課長あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
保全指導室長

国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号。以下「保全の基準」という。）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月1日国営管第59号、国営保第11号。以下「実施要領」という。）に基づき適正に行っているところである。

保全の基準は、所有又は賃借等の権利関係にかかわらず、全ての国家機関の建築物等に適用されるものである。今般、既存建築物を賃借等（建築物の一部を対象とする場合を含む。）した場合における実施要領の運用について、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、十分留意のうえ、遺漏のないよう措置されたい。また、貴管下の建築物等の管理者に対し周知されたい。

記

1 「第2 適用範囲」について

各省各庁の長は、建築物等の賃借等をした場合には、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全の基準で規定された支障がない状態であるように適正に保全するものとする。

また、当該賃借等部分に至るまでの通常利用すると想定される廊下、階段、昇降機等の経路、便所等の諸室についても、保全の基準で規定された支障がない状態であるように所有者等と協力して適正に保全がなされるよう努めるものとする。

2 「第3 保全の体制及び計画」について

各省各庁の長は、当該賃借等をした部分について「施設保全責任者」及び「保全担当者」を定めるものとし、賃借等に伴い行うこととなった中長期保全計画及び年度保全計画を作成することとする。

なお、所有者等との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全台帳を作成するものとする。

施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。

【16. 要領の運用（1／2）】

3 「第4 建築物等の使用の条件の遵守等」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法を定め、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

4 「第6 支障がない状態の確認」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認する。

確認にあたっては、実施要領に従い、定期に確認を行うよう努めるものとする。

5 「第7 大きな外力が作用した場合における確認」について

各省各庁の長は、建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、所有者等との合意のもとに責任の範囲を定め、協力して確認を行うほか、必要に応じ補強その他の措置について所有者等と協議するものとする。

6 「第8 適正な措置」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた措置

17. 「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について

国 営 保 第 13 号
平成17年6月1日
最終改定平成22年3月31日

各省各庁会計課長等あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
保全指導室長

「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について」（平成22年3月31日付け、国営管第59号、国営保第11号）別紙第3 2. に規定する保全計画の作成に資するため、別紙のとおり「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」を作成したので、参考のため送付します。

（別 紙）国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き

第1 目的及び保全計画の種類

1.1 目的

本手引きは、国家機関の建築物及びその附属施設（以下「建築物等」という。）の保全計画を作成するにあたり基本的な方針を示したもので、建築物等の保全を計画的かつ効率的に実施し、長期耐用性の確保、ライフサイクルコストの低減等に積極的に寄与することを目的とする。

1.2 保全計画の種類

本手引きでいう保全計画は、施設ごとに計画する次の2種類の計画をいう。

- ① 中長期保全計画
- ② 年度保全計画

第2 保全計画の作成

2.1 中長期保全計画の作成

① 中長期保全計画の内容

中長期保全計画は、中長期的視野に立った予防保全計画の実施、建築物等の長寿命化の促進及び効率的な予算執行と中長期的保全予算の推計に利用するため、建築物等の状況に応じ、中長期的に保全の実施内容、予定年度、概算額を、部分毎に設定し、全体を作成する。

なお、当該計画の作成が困難な場合、当分の間、施設区分、構造、階数、延床面積及び建築年月などの基本情報に応じて、簡易的な中長期保全計画を作成し、これに替えることができるものとする。

【17. 計画作成の手引き（1／2）】

② 中長期保全計画の見直し

中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

2.2 年度保全計画の作成

① 年度保全計画の内容

当年度の点検、確認、保守、清掃等及び中長期保全計画に基づき建築物の状況に応じた修繕について、実施内容、実施時期、概算額等を記載した具体的な計画を作成する。

② 年度保全計画の見直し

毎年度終了後、速やかに保全業務の実施状況を評価し、改善すべき内容を次年度以降の年度保全計画に反映させる。

また、中長期保全計画の見直しを行ったときは、これに応じて年度保全計画についても必要な見直しを行う。

18. 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて

国 営 保 第 26 号
平成20年11月17日
最終改定平成26年3月26日

各省各庁保全担当課長あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
保全指導室長

保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて

「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成20年11月17日国営管第350号、国営保第24号）記3.に規定する「点検の記録」及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について」（平成22年3月31日国営管第59号、国営保第11号）別紙（以下「要領別紙」という。）第3.3.に規定する「保全業務内容の記録」を行うための保全台帳の様式を、並びに、要領別紙第3.2.に規定する「保全計画の作成及び保全業務の実施」のための保全計画の様式を下記のとおり作成したので通知する。

については、各省各庁の建築物等の保全を担当する職員等に対して、この保全台帳及び保全計画の様式を参考に、保全に関する記録及び保全計画の作成、見直しを適切に実施されるよう周知徹底をお願いする。

なお、「保全台帳及び保全計画書の様式の作成について」（平成17年7月14日国営保第19号）は、平成20年11月17日をもって廃止するが、現在点検中のものについては、なお従前の例による。

記

(1) 保全台帳の様式別添1

建築物等の概要	保全台帳様式1
点検及び確認記録	保全台帳様式2
修繕履歴	保全台帳様式3

(2) 保全計画の様式別添2

中長期保全計画	保全計画様式1
年度保全計画	保全計画様式2

注1) 本様式を使用する場合、必要に応じた項目の追加・省略は自由です。

注2) 官庁施設情報管理システムの様式を利用することもできます。

建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m ²	(建基)	m ²	
建物棟数	棟				
備考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)			棟番号	主用途	
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²		竣工年月	年	月
備考					
共通備考					

【18. 計画様式の扱い（2／5）】

関係法令等

保全台帳の様式（別添1） 点検及び確認記録 保全台帳 様式2

別添1
保全台帳 様式2

点検及び確認記録

施設名称：

点検・確認項目	関係法令	対象の有無	点検周期	最終点検実施年月	次回点検実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1 建築物の敷地及び構造の点検	建基法第12条 官公法第12条							
2 昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条							
3 建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建基法第12条 官公法第12条							
4 防火設備の点検	建基法第12条 官公法第12条							
5 支障がない状態の確認	H17国交省告示 第551号							
6 消防用設備等の点検	消防法第17条							
7 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条							
8 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条							
9 機械換気設備の点検	人事院10-4第15条							
10 ボイラーの性能検査、定期点検	人事院10-4第32条							
11 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7～11条							
12 簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条							
13 排水設備の清掃	建築物衛生法第4条							
14 清掃等及びねずみ等の防除	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
15 空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
16 冷却塔、加湿装置等の清掃等	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
17 給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条							
18 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法 第16条							
19								

保全台帳の様式（別添1） 修繕履歴 保全台帳 様式3

別添1
保全台帳 様式3

修繕履歴

施設名称：

番号	実施年月	件名	修繕内容	金額(千円)	受注者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【18. 計画様式の扱い（4/5）】

保全台帳の様式（別添 2） 中長期保全計画 保全計画 様式 1

別添2
保全計画 様式1

中長期保全計画

施設名称:
計画年度:
計画期間:

【単位:千円】

内容	単価(円)	数量	金額(円)	周期 (年)	次回予定 年度	2008	2009	2010	2011	2012	2033	2034	2035	2036	2037
計(千円)																
累計(千円)																

保全台帳の様式（別添 2） 年度保全計画 保全計画 様式 2

別添 2
保全計画 様式 2

年度保全計画 年 度：
施設名称：

大項目	中項目	作業名称	予定金額 (千円)	月												備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
維持管理 ・点検																	
修繕・更新																	

【18. 計画様式の扱い（5／5）】

19. 法令等により定められた点検等の整理表(代表的なものを抜粋)

法定点検【建築基準法、官公法、人事院規則】					
施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
(建築基準法) 階数が5以上 かつ 延べ面積が 1,000㎡超 (官公法) 階数が2以上 または 延べ面積が 200㎡超	建 築	敷地及び地盤	地盤、敷地、塀、擁壁	3年以内ごと (検査済証の交付を受け た日以後最初の点検は、 6年以内)	一級建築士若しくは二級 建築士、特定建築物調 査員資格者証の交付を 受けている者(建築物調 査員)
		建築物の外部	基礎、土台、外壁		
		屋上及び屋根	屋上面、屋上回り、屋根、機器及び工作物		
		建築物の内部	防火区画、壁の室内に面する部分、床、 天井、防火設備(防火扉シャッター等)、照 明器具・懸垂物等、居室の採光及び換 気、石綿等を添加した建築材料		
		避難施設等	廊下、出入口、屋上広場、避難上有効な バルコニー、階段、排煙設備等、その他 の設備等		
	その他	特殊な構造等、避雷設備、煙突			
	防火 設備	防火設備	防火扉・防火シャッター等駆動装置と連動 させた防火設備等	1年以内ごと (検査済証の交付を受け た日以後最初の点検は2 年以内)	一級建築士若しくは二級 建築士、防火設備検査 員資格者証の交付を受 けている者(防火設備検 査員)
(建築基準法) 階数が5以上 かつ 延べ面積が 1,000㎡超	建 築 設 備	機械換気設備	(居室等の)機械換気設備、(調理室等 の)自然換気設備及び機械換気設備、 (居室等の)防火ダンパー等	1年以内ごと (検査済証の交付を受け た日以後最初の点検は2 年以内)	一級建築士若しくは二級 建築士、建築設備検査 員資格者証の交付を受 けている者(建築設備検 査員)
		排煙設備	排煙機、機械排煙設備の排煙口・排煙風 道、防火ダンパー、特殊な構造の排煙設 備の排煙口及び給気口・給気風道・給気 送風機、特別避難階段の付室及び非常 用エレベーターの乗降ロビーに設ける排 煙口及び給気口、可動防煙壁、自家用発 電装置、エンジン直結の排煙機		
		非常用の照明器具	照明器具、電池内蔵形の蓄電池、電源別 置形の蓄電池、自家用発電装置		
		給水設備及び排水設備	飲料用の配管及び排水配管、飲料用の 給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポン プ、排水槽、給湯設備、排水再利用配管 設備、その他(衛生器具、排水管)		
(官公法) 階数が2以上 または 延べ面積が 200㎡超		排煙設備	排煙機、エンジン直結の排煙機、可動防 煙壁		
		換気設備	自然換気設備及び機械換気設備、防火 ダンパー等		
		予備電源	電源別置形、電池内蔵型、電源別置形及 び自家用発電装置、電池内蔵形		
		自家用発電装置	自家用発電装置		
中 項 目 区 分 の 設 備 が あ れ ば 対 象	昇 降 機 設 備	昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)		1年以内ごと (検査済証の交付を受け た日以後最初の点検は2 年以内)	一級建築士若しくは二級 建築士、昇降機等検査 員資格者証の交付を受 けている者(昇降機等検 査員)
		昇降機	エレベーター (積載荷重1t以上)	1年以内毎に1回	十分な知識及び技能を 有すると認められる職員 又は登録性能検査機関 等
			エレベーター (積載荷重0.25t以上1t未満)	1月以内毎に1回	
		昇降機	簡易リフト (積載荷重0.25t以上)	1月以内毎に1回	
				1年以内毎に1回	

(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

<>は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
定期点検	(建築基準法第12条2) 国家機関の建築物で階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超えるものの敷地、構造について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。 (官公法第12条1) 国家機関の建築物で階数が2以上または延べ面積が200㎡を超えるものの敷地、構造について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。 (建築基準法第12条4) 国家機関の建築物で階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超えるものの建築設備等について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行令第16条 建築基準法施行規則第5条の2 国交省H20告示第282号 官公法12条 点検対象政令 官公法施行規則第1条 国交省H20告示1350号
定期点検	(官公法第12条2) 国家機関の建築物で階数が2以上または延べ面積が200㎡を超えるものの建築設備について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 国交省H28告示第723号 官公法12条 国交省H20告示第1351号(別表2)
定期点検	(建築基準法第12条4) 国家機関の建築物で階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超えるものの建築設備等について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行令第16条 建築基準法施行規則第6条の2 国交省H20告示第282号、第285号
定期点検	(官公法第12条2) 国家機関の建築物で階数が2以上または延べ面積が200㎡を超えるものの建築設備について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	官公法12条 点検対象政令 官公法施行規則第2条 国交省H20告示第1351号(別表1)
定期点検	国等の建築物の昇降機について、定期的に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行規則第6条の2 国交省H20告示第282号、第283号
性能検査 (構造及び機能についての検査 昇降路又はガイドレール、巻上機又は原動機、ワイヤロープ、ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、配線、開閉器及びコントロールローラー、控えロープを緊結している部分(屋外用)、搬機又はカウンターウエイト、ウインチ)	<p>・各省各庁の長は、積載荷重1t以上のエレベーター(別表七)については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、積載荷重0.25t以上1t未満のエレベーター、積載荷重0.25t以上の簡易リフト(別表八)については定期検査を、それぞれ行わなければならない。</p> <p>・性能検査は労働基準監督署長又は検査代行機関の検査が必要。検査結果を記録はするが、報告の義務はない。</p>	<p>人事院規則10-4 32条 人事院規則10-4の運用(通知) (クレーン等安全規則 第5章第3節)</p>
定期検査 (次に掲げる部分の異常又は損傷の有無ガイドレールの状態、ワイヤロープ、ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、ガイドロープを緊結している部分(屋外用))		
定期検査 (次に掲げる部分の異常又は損傷の有無巻上防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、ワイヤロープ、ガイドレールの状態)		
荷重試験		

法定点検【消防法、危険物令、電気事業法、人事院規則】

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
中項目区分の設備があれば対象	消 防 用 設 備	消火器具、火災報知設備(消防機関通報用)、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備、連結送水管	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等	6月に1回	対象設備に応じた資格区分の消防設備士又は消防設備点検資格者
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、非常電源専用受電設備、蓄電池設備、動力消防ポンプ設備、自家発電設備、総合操作盤、消防用設備等に付随される自家発電設備などの非常電源設備(配線、操作盤を含む)、非常コンセント設備(配線、操作盤を含む)	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等	6月に1回	
				1年に1回	
	危 険 物	危険物(ガソリン、灯油、重油等)	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所、地下タンクを有する一般取扱所、地下タンク貯蔵所	1年に1回以上	危険物取扱者(甲種もしくは乙種危険物取扱者が立ち会えば危険物取扱者免状を有していない者も取り扱いと定期点検を行うことができる。)
	電 気 設 備	事業用電気工作物	自家用電気工作物	保安規程による	電気主任技術者
	換 気 設 備	換気設備	機械による換気設備	2ヶ月毎に1回	
空 調 設 備 ・ 衛 生 設 備	ボイラー、圧力容器	ボイラー(小型ボイラーを除く)、第1種圧力容器(小型圧力容器を除く)	1年以内毎に1回	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等	
		1月以内毎に1回			
小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器		1年以内毎に1回			

(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

<>は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
機器点検		
機器点検	防火対象物のうち政令で定めるもの(1,000㎡以上のものうち、消防署長が火災予防上必要であると指定した建築物)は全て有資格者が点検をし、その他のものは自主点検をし、その結果を消防長、又は消防署長に報告しなければならない。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条2 消防法施行規則31条の6 消防庁H16告示第9号 消防予第172号(H14)
総合点検(配線を含む)		
定期点検(消防法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかの点検)	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。 (指定数量の代表例) 第4類 ・第1石油類(ガソリン等) 200ℓ ・第2石油類(灯油・軽油等) 1,000ℓ ・第3石油類(重油等) 2,000ℓ ・第4石油類(ギヤ油・シリンダー油等) 6,000ℓ	消防法第14条の3の2 危険物令第8条の5 危険物規則第62条の4
保安規程による点検	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、自家用電気工作物の点検・保守を行わなければならない。	電気事業法第42条
点検	初めて使用するとき、分解して改造、修理の際および2月以内ごとに1回定期的に行う。結果を記録し、3年間保存する。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則 第9条>
性能検査	(人事院規則10-4 第32条) 各省各庁の長は、別表第7に掲げる設備等については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、別表第8に掲げる設備等については定期検査を、それぞれ行わなければならない。	人事院規則10-4 第32条関係 <ボイラー及び压力容器安全規則 第32条、第38条、第67条、第73条、第88条>
定期検査 (定期自主検査)		
定期検査 (定期自主検査)	※人事院規則 運用 別表2及び6より、ボイラー取り扱いの業務等は特別の免許(ボイラー技士(特級、一級、二級))、資格(技能講習修了者)等を必要とする。	

法定点検【高圧ガス保安法、フロン排出抑制法、ガス事業法、浄化槽法、

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
中項目区分の設備があれば対象	空調設備	冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	3年以内毎に1回以上	高圧ガス保安協会、指定保安検査機関等
			特定施設以外の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	1年以内毎に1回以上	冷凍保安責任者
		業務用冷凍空調機器	全ての第一種特定製品	3月に1回以上	
			電動機の定格出力7.5kW以上の機器	3年に1回以上(規模により異なる)	十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者、冷凍空調技士等)
	衛生設備	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガス湯沸器及びガス風呂釜(不完全燃焼時に当該機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められているもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条に規定する表示が付されているものは除く)並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	4年に1回以上	ガス小売事業者
		ガス湯沸器他	液化石油ガス消費設備	4年に1回以上	液化石油ガス販売事業者又は保安機関
	排水に関すること	浄化槽(みなし浄化槽含む)		使用開始後3月を経過した日から5月間とする。その後は、毎年1回	指定検査機関
			全ばっ気方式	概ね6月毎に1回以上	浄化槽管理者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者
			上記以外	1年に1回以上	
		浄化槽(※みなし浄化槽(単独処理)は、平成13年4月施行された改正浄化槽法により新設が禁止されたため、保守点検に関するものを建築保全業務共通仕様書に掲載していない。既存のものは、浄化槽(合併処理)への転換を図ることの努力義務がある。)	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式(～20人)	4月に1回以上	
			分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式(21人～50人)	3月に1回以上	
			活性汚泥方式	1週に1回以上	
			回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集層を有する浄化槽)	1週に1回以上	
	回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽)	2週に1回以上			
	回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(上記以外)	3月に1回以上			
	飲料水	貯水槽	簡易専用水道(水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの)	1年以内毎に1回	
				1年以内毎に1回	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
			水槽の有効容量の合計が10m ³ 以下のもの		

水道法】(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

点検内容	内容(概要)	関係法令
保安検査		高圧ガス保安法第35条 冷凍保安規則第40～44条の2
定期自主検査		高圧ガス保安法第35条の2
簡易点検	全ての管理者は、日常的な温度点検や外観検査等の簡易点検を、一定規模(電動機の定格出力7.5kW)以上の業務用機器については専門家による冷媒漏洩確認の定期点検を行う必要がある。漏洩が確認された場合は、可能な限り速やかに冷媒漏洩箇所を特定し、原則、充填回収業者に充填を依頼する前に、漏洩防止のための修理等が義務づけられている。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条
定期点検		
消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査	ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。	ガス事業法第159条第2項 施行規則第200条、201条、202条
消費機器の技術上の基準に適合しているかどうかの調査	消費設備を調査し、省令で定めた技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅延なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及び措置をとらなかった場合に生ずべき結果を通知する義務。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条、34条 施行規則第37条、44条
水質検査	処理対象が501人以上の浄化槽は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くことが必要とされている。	浄化槽法第7条～11条
清掃		
保守点検		
水槽の清掃		水道法34条の2 施行規則第55条
施設(水槽)の外観検査、給水栓における水質検査、書類の整理状態等		水道法34条の2 施行規則第56条 H15厚生労働省告示第262号
水道事業者の定める供給規定による		

法定点検【建築物衛生法、人事院規則】

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
3,000㎡以上	排水	排水設備	排水槽、排水ポンプ、排水管等	6月以内毎に1回	
中項目区分の設備があれば対象					
3,000㎡以上	清掃	清掃等		6月以内毎に1回	
— (全て)					
— (全て)	室内環境	室内環境	労働者を常時就業させる場所(照明設備)	6月以内毎に1回	
— (全て)			空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合	—	
— (全て)			一酸化炭素、二酸化炭素、室温、外気温、相対湿度	2月以内毎に1回 (測定頻度の緩和規定あり)	
3,000㎡以上			浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流	2月以内毎に1回	
3,000㎡以上			ホルムアルデヒド	新築・増築、大規模修繕等の工事が完了し、使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの間に1回	
— (全て)					
3,000㎡以上	空調設備	冷却塔、加湿装置	冷却塔、冷却水の水管、加湿装置	使用開始時と使用開始後1月以内毎に1回	
中項目区分の設備があれば対象				1年以内毎に1回	
				使用開始時と使用開始後1月以内毎に1回	
				1年以内毎に1回	
3,000㎡以上	空気調和設備	空気調和設備内の排水受け	使用開始時と使用開始後1月以内毎に1回		
中項目区分の設備があれば対象					

(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

<>は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
排水に関する設備の清掃等		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条2 施行規則第4条の3 水質基準省令
排水設備の補修及び掃除		人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第14条>
清掃等及びねずみ等の防除	ねずみ等の防除は、厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理し、ねずみ等の発生及び進入の防止ならびに駆除を行うこと。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条3 施行規則第4条の5
	・日常行う清掃のほか大掃除を6ヶ月以内ごとに1回、定期的に統一的行うこと。 ・ねずみ等の発生場所、生息場所などについて、6ヶ月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するための措置を講ずる。 ・殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いる。	人事院規則10-4 第15条 <労働安全衛生規則第619条> <事務所衛生基準規則第15条>
照明設備の点検	事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6月以内ごとに1回、定期的に、点検しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第10条> <労働安全衛生規則第605条>
空気調和設備又は機械換気設備の調整(浮遊粉じん量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、ホルムアルデヒドの量、気流、温度(空気調和設備の場合のみ)、相対湿度(空気調和設備の場合のみ))	空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合、室に供給される空気及び室内空気が適切となるよう、当該設備を調整しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第5条>
一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度	・中央管理方式の空気調和設備を設けている室について、測定を行うこと。 ・測定結果を記録し、3年間保存しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第7条>
浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度(空気調和設備の場合のみ)、相対湿度(空気調和設備の場合のみ)、気流		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条1
ホルムアルデヒドの量	・室の建築、大規模修繕又は大規模の模様替を行った場合、当該室のホルムアルデヒドの濃度を測定しなければならない。 ・ホルムアルデヒドの量: 1㎡につき0.1mg以下(0.08ppm以下)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条1
		人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第7条の2>
冷却塔、冷却水、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要により清掃、換水	冷却塔、冷却水及び加湿装置について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔及び加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条1 施行規則第3条の18
冷却塔及び冷却水の水管、加湿装置の清掃	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。	
冷却塔、冷却水、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要により清掃、換水	冷却塔、冷却水及び加湿装置について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔及び加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第9条の2>
冷却塔及び冷却水の水管、加湿装置の清掃	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。	
空気調和設備内の排水受けの汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ清掃等	・空気調和設備内に設けられた排水受けの汚れ及び閉塞の状況を、当該機器の使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じて清掃等を行うこと。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条1 施行規則第3条の18
	・空気調和設備内に設けられた排水受けの汚れ及び閉塞の状況を、当該機器の使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じて清掃等を行うこと。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則 第9条>

法定点検【建築物衛生法、大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法、

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)	
3,000㎡以上	飲料水	貯水槽		1年以内毎に1回		
				7日以内毎に1回		
				6月以内毎に1回		
				毎年測定期間中に1回		
	中水(再利用水)	再利用水				pH値、臭気、外観検査7日以内毎1回、大腸菌群、濁度検査2ヶ月毎に1回
						pH値、臭気、外観検査7日以内毎1回、大腸菌群検査2ヶ月毎に1回
				7日以内毎に1回		
中項目区分の設備があれば対象	空調衛生設備	ボイラー	伝熱面積10㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上(排出ガス量が毎時40,000㎡未満の場合は、年2回以上)		
	焼却設備	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上(焼却能力が1時間当たり4,000kg未満の場合は、年2回以上)		
	電気設備	ガスタービン、ディーゼル機関		燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上(排出ガス量が毎時40,000㎡未満の場合は、年2回以上)	
		ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関、燃料電池用改質器(ガス発生炉)			5年に1回以上	
	焼却設備	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの	1年に1回以上(都道府県知事への報告義務)		
	排水	浄化槽、厨房施設等からの排水		特定施設(処理対象人員が500人を越えるし尿浄化槽、300床以上の病院の厨房施設・洗浄施設・入浴施設、業務の用に供する総床面積が420㎡以上の飲食店の厨房施設等)	1年に1回以上	
指定地域内 日平均排水量 50㎡以上 100㎡未満:30日以内毎に1回、100㎡以上 200㎡未満:14日以内毎に1回、200㎡以上 400㎡未満:7日以内毎に1回、400㎡以上:毎日						

水質汚濁防止法】(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

点検内容	内容(概要)	関係法令
貯水槽の清掃	貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。 ※水源が地下水又は一部が地下水の場合、3年以内ごとに1回、四塩化炭素などの検査を追加する必要がある。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条2 施行規則第4条 水質基準省令
水質検査(遊離残留塩素)		
水質検査(一般細菌、大腸菌、鉛、亜鉛、鉄、味、PH、臭気等)		
水質検査(シアン、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド等)		
散水・修景・清掃用	雑用水について ・給水栓における遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は0.4ppm)以上に保持すること。ただし、供給する雑用水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある等の場合には、遊離残留塩素の含有率を0.2ppm(結合残留塩素の場合は1.5ppm)以上に保持すること。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条2 施行規則第4条の2
水洗便所用の水質検査	・雑用水槽の点検など、有害物や汚水等によって水が汚染されることを防止ための措置を講ずること。 ・雑用水を散水、修景、清掃に使用する場合は、し尿を含む水を原水として用いないこととし、pH値、臭気、外観、大腸菌群、濁度について、建築物環境衛生管理基準に適合すること。 ・雑用水を水洗便所に使用する場合は、pH値、臭気、外観、大腸菌群について、建築物環境衛生管理基準に適合すること。	
遊離残留塩素の検査	・建築物環境衛生管理基準のうち、遊離残留塩素、pH値、臭気、外観については、7日以内ごとに1回、大腸菌群、濁度については、2ヶ月以内ごとに1回、定期検査を実施すること。 ・供給する雑用水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その雑用水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。	
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行規則第15条
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行規則第15条
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行規則第15条
ばいじん及び窒素酸化物の測定		
ダイオキシン量の自主測定		ダイオキシン類対策特別措置法第28条 施行令第4条、別表1
排水水の汚染状態の測定		水質汚濁防止法第14条 施行令第1条、別表1 施行規則第9条

国土交通省地方整備局・営繕事務所等の管轄

各省各庁の施設保全責任者等が保全に関する問い合わせを行う際の参考に、国土交通省の整備局や事務所等の管轄を紹介します。

ただし、各省各庁の事情により、管轄の整備局以外にも問い合わせることができます。

整備局等の名称	所在地	管 轄
北海道開発局	札幌市	北海道
東北地方整備局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
盛岡営繕事務所	盛岡市	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
東京第一営繕事務所	東京都新宿区	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
東京第二営繕事務所	東京都江東区	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
甲武営繕事務所	立川市	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外の地域）
宇都宮営繕事務所	宇都宮市	栃木県、茨城県（つくば市を除く）
横浜営繕事務所	横浜市	神奈川県
長野営繕事務所	長野市	長野県、群馬県
北陸地方整備局	新潟市	新潟県、富山県、石川県
金沢営繕事務所	金沢市	石川県、富山県
中部地方整備局	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
静岡営繕事務所	静岡市	静岡県
近畿地方整備局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、奈良県、和歌山県
京都営繕事務所	京都市	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡）
中国地方整備局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
岡山営繕事務所	岡山市	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
熊本営繕事務所	熊本市	熊本県、大分県
鹿児島営繕事務所	鹿児島市	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	那覇市	沖縄県

地球温暖化対策に関する政府の主な動き

- H14. 7. 19 : 「政府の実行計画」閣議決定
 - ・地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策に関する基本方針に基づき策定
 - ・政府の温室効果ガス総排出量を平成 18 年度までに平成 13 年度比で 7 %削減すること等为目标
- H17. 2. 16 : 「京都議定書」発効
- H17. 4. 28 : 「京都議定書目標達成計画」、「政府の実行計画」閣議決定
 - ・京都議定書目標達成計画等を踏まえ、旧計画を引き継ぐもの
(各府省ごとに温室効果ガス総排出量を 7 %削減)
- H19. 3. 30 : 「政府の実行計画」閣議決定
 - ・京都議定書の約束期間の開始を翌年に控え、政府自ら率先的に取組み
 - ・政府の温室効果ガス総排出量について平成 22~24 年度の平均を平成 13 年度比で 8 %削減すること等为目标
 - ・各府省は、自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定
- H25. 3. 15 : 「当面の地球温暖化対策に関する方針」
地球温暖化対策推進本部決定
- H27. 7. 17 : 「日本の約束草案」地球温暖化対策推進本部決定
 - ・国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比 26.0% (2005 年度比 25.4%) 削減すること为目标
- H28. 5. 13 : 「地球温暖化対策計画」閣議決定
 - ・京都議定書目標達成計画にかわる次期温室効果ガス削減のための計画であり、政府が策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画
- H28. 5. 13 : 「政府実行計画」閣議決定
 - ・原則として政府の各行政機関が行うすべての事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、2013 年度を基準として 2030 年度までに 40%削減すること为目标
 - ・政府全体で 2020 年度までに 10%削減を目指すことを中間目標
- H28. 11. 4 : 「パリ協定」発効
 - ・2020 年以降の国際的な枠組
 - ・産業革命前からの平均気温上昇を 2°C未満に抑制 (1.5°Cまで抑える努力にも言及)
- H28. 11. 8 : 政府は「パリ協定」の批准を閣議決定
- H30. 11. 27 : 「気候変動適応計画」閣議決定
 - ・気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指して、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

